

北九州広域都市計画区域区分の変更(北九州市決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区 分		年 次	平成22年	平成32年
都市計画区域内人口			1,054 千人	1,029 千人
市街化区域内人口			1,002 千人	1,001 千人
		配分する人口	—	995 千人
		保留する人口	—	5 千人
		(特定保留)	—	0 千人
		(一般保留)	—	5 千人

(注)四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

理 由

北九州広域都市計画区域は、北九州市の一部、中間市、苅田町の一部の区域で構成されている。

このうち北九州市については、昭和45年12月28日に当初の区域区分を都市計画決定して以降、社会状況の変化に対応するため、これまでに6回の定期見直しに加え、必要に応じて随時に見直しを行い、計画的な市街化を図ってきたところである。

今回の見直しは、平成24年に実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づいて、区域区分の変更を行うものである。

変更箇所は、民間開発に伴う市街地整備、公有水面埋立て、道路・河川等の整備に伴う境界線の明確化等によるものであり、保留人口フレームの範囲内において、14ヶ所約94haについて市街化区域に編入するものである。

北九州広域都市計画区域区分の変更(新旧対照表)

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区 分	年 次	(平成17年)	(平成27年)
		平成22年	平成32年
都市計画区域内人口		(1,071 千人) 1,054 千人	(1,036 千人) 1,029 千人
市街化区域内人口		(1,020 千人) 1,002 千人	(985 千人) 1,001 千人
配分する人口		— —	(979 千人) 995 千人
保留する人口		— —	(6 千人) 5 千人
(特定保留)		— —	0 千人 0 千人
(一般保留)		— —	(6 千人) 5 千人

(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。